介護予防訪問型サービス事業所 介護予防通所型サービス事業所 管理者様 構成町村地域包括支援センター

中新川広域行政事務組合介 護保険課長

介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定について

日頃より当組合介護保険事業にご協力をいただきありがとうございます。令和元年10月1日からの報酬の改定については下記のとおりです。

1 国が定める報酬の見直し

「地域支援事業の実施について」の一部改正について(平成31年4月26日老発0426第5号) 厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html)を 参照してください。

2 当組合が定める主な報酬の改定

国が定める報酬と同様の見直しを行う

(1) 介護予防相当訪問型サービス (A2)

現行	改定後
訪問 I (週 1 回、要支援 1・2 他) 月 1,168	訪問 I (週1回、要支援1・2他) 月 <u>1,172</u>
訪問Ⅱ(週2回、要支援1·2他)月 2,335	訪問Ⅱ(週2回、要支援1・2他)月 <u>2,342</u>
訪問Ⅲ(週2回以上、要支援2)月 3,704	訪問Ⅲ(週2回以上、要支援2)月 <u>3,715</u>
訪問IV (月4回迄、要支援1・2他)回 266	訪問 \mathbb{N} (月4回迄、要支援 $1\cdot 2$ 他) 回 267
訪問V(月5~8回、要支援1·2他)回 270	訪問V(月 5~8 回、要支援 1・2 他)回 <u>271</u>
訪問VI (月 9~12 回、要支援 2) 回 285	訪問VI(月 9~12 回、要支援 2)回 <u>286</u>
訪問短時間(月22回まで、要支援1・2他)回	訪問短時間(月 22 回まで、要支援 1・2 他)回
165	<u>166</u>
(新設)	<u>介護職員等特定処遇改善加算</u> 算定には届
	<u>(I) 所定単位数の 63/1000</u> 出が必要
	<u>(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000</u>

(2) 介護予防相当通所型サービス (A6)

現行	改定後
通所 I (要支援 1 他) 月 1,647	通所 I (要支援 1 他)月 <u>1,655</u>
通所Ⅱ (要支援 2) 月 3,377	通所Ⅱ(要支援 2)月 <u>3,393</u>
通所Ⅲ(月4回迄、要支援1他)回 378	通所Ⅲ(月4回迄、要支援1他)回 <u>380</u>
通所IV (月 5~8 回迄、要支援 2) 回 389	通所IV(月 5~8 回迄、要支援 2)回 <u>391</u>
(新設)	<u>介護職員等特定処遇改善加算</u> 算定には届
	<u>(I) 所定単位数の 12/1000</u> 出が必要
	<u>(Ⅱ) 所定単位数の 10/1000</u>

(3)緩和した基準の通所型サービスAについて(A7)

現行	改定後
通所型サービスAI (1日、要支援1・2他)回	通所型サービスAI(1 日、要支援 1・2 他)回
341	<u>342</u>
通所型サービスAⅡ (半日)、要支援1・2他)回	通所型サービスAⅡ (半日)、要支援1・2他)回
256	<u>257</u>

(4) その他

- ・緩和した基準の<u>訪問型サービスA</u>(A3)については今回の改定はありません。
- ・加算の算定要件及び人員の配置要件等は、令和元年度介護報酬改定後の訪問介護及び通所介護の取扱いに準じます。

3 改定時期

令和元年10月1日

4 その他

今般の改定に伴う、10月以降の「サービスコード表」は現在作業中です。準備ができ次第中新川 広域行政事務組合ホームページに掲載します。

事務担当

介護保険課保険業務係

TEL 4 6 4 - 1 3 1 6

FAX 4 6 3 - 3 1 9 9